

東松山市土砂等による 土地の埋立て等及び不 法投棄の規制に関する 条例について

条例の概要、許可申請等の手引き

東松山市環境産業部環境政策課

目 次

1	土地の埋立て等（埋立て、盛土その他の土地への土砂のたい積）の許可手続き	1
2	土砂等による土地の埋立て等の施行基準	3
3	土地の埋立て等の標準断面図	5
4	埋立て等の基準以外の許可の基準	7
5	土地の埋立て等に係る変更の許可等	8
6	土地の埋立て等の許可の取消し	9
7	許可事業者の義務	9
8	汚染された土砂等の土地の埋立て等の禁止	10
9	土壌基準	10
10	許可業者が行う埋立て等に係る土地の汚染調査	11
11	命令等	12
12	罰則	13
13	書類等の提出先等	14
14	提出書類一覧	15
15	土地の埋立て等の許可の流れ	17
●	付 録（申請書・届出書等様式集）	19

平成24年1月4日 作成
令和6年2月14日 更新（改正）

東松山市土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例について

東松山市では、土砂等による土地の埋立て等に関して、市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的として「東松山市土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例」で、規制を行っています。

この条例では、土地の埋立て等を、「土砂等による土地の埋立て（土地の掘削後の埋立てを含む。）、盛土及びたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）をいう。」と定義しており、山間部の谷地の埋立て、土砂を用いて土地を埋め立てたり盛土を行う行為や、土砂をたい積している行為を対象としています。

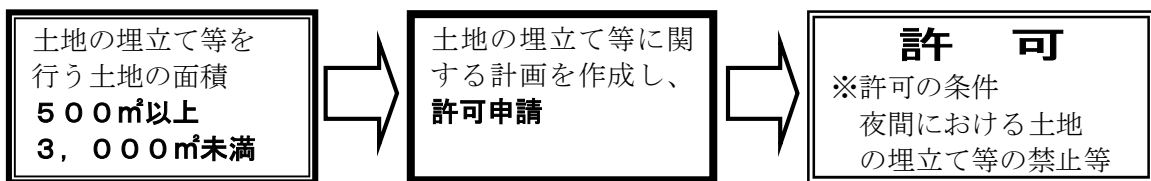
また、建設工事等から発生する建設発生土を含めた土砂を対象にしていることから、土砂であればその質や有価物か無価物か等は問わないものです。

1 土地の埋立て等（埋立て、盛土その他の土地への土砂のたい積）の許可手続き

（1）土地の埋立て等の許可手続き

土地の埋立て等を行おうとする者は、土砂のたい積に係る土地の区域の面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満のときは、土地の埋立て等に関する計画を定め、市長の許可を受けなければなりません。

なお、複数の埋立て等を単に分けて行う場合は、それぞれのたい積に係る土地の区域の面積を合算します。



許可の基準に適合

許可の基準
1 土砂の流出、崩壊等を防止する上での基準（土地の埋立て等の基準） （1）埋立て等する土砂の高さ、のり面の勾配 （2）排水施設、擁壁等 （3）地形等に応じ配慮すべき事項等
2 許可申請者等の資力、信用
3 計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意

(2) 土地の埋立て等の許可の手続きの適用除外

- ① 土地の埋立て等に係る土地の区域の面積が3,000㎡以上又は500㎡未満の土地の埋立て等(3,000㎡以上の場合は埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例が適用されます。)
- ② 法令の規定により許可、認可、確認又は指定を受けた事業で下記に係る行為として行う土地の埋立て等
 - ・都市計画法第29条の許可を受けた事業
 - ・土地改良法第7条又は第95条の認可を受けた事業
 - ・土地区画整理法第4条、第14条又は第71条の2の認可を受けた事業
 - ・墓地、埋葬等に関する法律第10条の許可を受けた事業
 - ・砂利採取法第16条の認可を受けた事業
 - ・採石法第33条の認可を受けた事業
 - ・埼玉県土採取条例第3条の認可を受けた事業
 - ・農地法第4条若しくは第5条の規定により、農地改良等を目的とする許可を受けた事業又は同法第4条第1項第5号若しくは第5条第1項第3号の規定により、農地改良等を目的とする届出を行った事業
- ③ 非常災害のために必要な応急措置として行う事業
- ④ 国又は地方公共団体(特別法により設置される公法人を含む。)が直接行う事業
- ⑤ 製品の製造又は加工のための原材料のたい積

(3) 留意事項

- ① 事業区域の面積が500㎡未満となる土地の埋立て等であっても、当該事業区域が2以上の区域にまたがり隣接する場合、その合計した面積が500㎡以上3,000㎡未満となる場合は対象となります。既に土地の埋立て等が行われた区域に隣接する場合も同様です。
- ② 「土砂等」とは、土砂、岩石その他の土地の埋立て、盛土及びたい積の用に供される物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいいます。
- ③ 「土地の埋立て等」とは、土砂等による土地の埋立て(土地の掘削後の埋立てを含む。)、盛土及びたい積(製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。)をいいます。

2 土砂等による土地の埋立て等の施行基準

(1) 共通基準

- ① 事業区域内に、みだりに人が立ち入ることを防止するため、区域の全周に囲いを設けること。囲いの構造は、風圧等により容易に倒壊しないものとする。
- ② 出入口は、原則として1箇所とし、施錠できる構造とすること。
- ③ 保安距離は、災害時に備え隣地境界線から原則として1メートル又は土砂等の高さに相当する長さのいずれか長い方の距離以上とすること。
- ④ 事業の施行期間は、開始届に記載の開始の日から原則として1年以内とすること。
- ⑤ 事業地の隣地地権者が所在不明の場合には、敷地境界より2メートル以上後退して事業を行うこと。

(2) 施行基準

- ① 埋立て及び盛土
 - ア 埋立て及び盛土の施工に際しては、土砂等の高さを2メートル以内とすること。
 - イ 埋立て及び盛土の施工に際しては、のり面（ただし、擁壁に覆われたのり面を除く。）の勾配を垂直1メートルに対する水平距離が2メートルの勾配以下とすること。
 - ウ 埋立て及び盛土の施工に際しては、厚さ20～30センチメートルごとに、層状に繰返し締め固めをすること。
 - エ 埋立て及び盛土の施工に際しては、必要に応じ基礎地盤調査を行い地質等を把握し必要な対策を講じること。また、基礎地盤に草木等があるときは、全て伐採除根すること。
 - オ 垂直1メートルに対する水平距離が4メートル以下の勾配である土地で埋立て及び盛土を施工する場合は、土砂等の滑動を防止するため原地盤に必ず段切りを行い、湧水の発生、又は発生のおそれのある場合は、暗渠排水等必要な措置を講ずること。
 - カ 土羽尻には、表面排水施設を設置するとともに、その施設が土砂等によって埋まらないように清掃、蓋をかける等必要な措置を講ずること。
 - キ 法面の崩壊を防止するため、芝、シガラ等による土留、種子吹付工等を行うこと。
 - ク 法面上部の排水は、法面方向へ流さないように反対方向に勾配をとること。勾配は、原則として2パーセント以上とすること。
- ② たい積
 - ア たい積の施工に際しては、のり面（ただし、擁壁に覆われたのり面を除く。）の勾配を垂直1メートルに対する水平距離が2メートルの勾配以下とすること。
 - イ たい積の高さは、2メートル以内とすること。
 - ウ 粉じんが飛散するおそれのあるものについては、散水又はシートで覆う等必要な措置を講ずること。
- ③ 排水施設
 - ア 埋立て等を施工する場合には、雨水その他の地表水を排除することができるよう、必要な排水施設を設置すること。
 - イ 排水施設を設置する場合には、その排水すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるよう、雨水管渠等の勾配及び降雨量に対する断面積を定めること。
 - ウ 排水施設の構造は、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までの基準に適合するものであること。ただし、土砂の埋立て等が一時的な土砂の保管その他これらに類するものである場合は、この限りでない。
- ④ 調整池
下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて必要がある場合は、一時雨水等を貯留する調整池その他の施設が設置されていること。
- ⑤ 擁壁
オ 埋立て等で設置する擁壁は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第8条の規定により設置する擁壁の例によること。

下水道法施行令第8条

第2号 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。

第3号 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる。

第8号 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。

イ もっぱら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所

ロ 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。

ハ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の120倍をこえない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所

第9号 ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉することができるふた）を設けること。

第10号 ますの底には、もっぱら雨水を排除すべきますにあっては深さが15cm以上のどろためを、その他のますにあってはその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。

宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第8条

第1項

第1号 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であって、その土質が別表第一上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面

(1) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度以下のもの

(2) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離五メートル以内の部分に限る。）

ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

ハ 第十四条第一号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面

第2号 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする事。

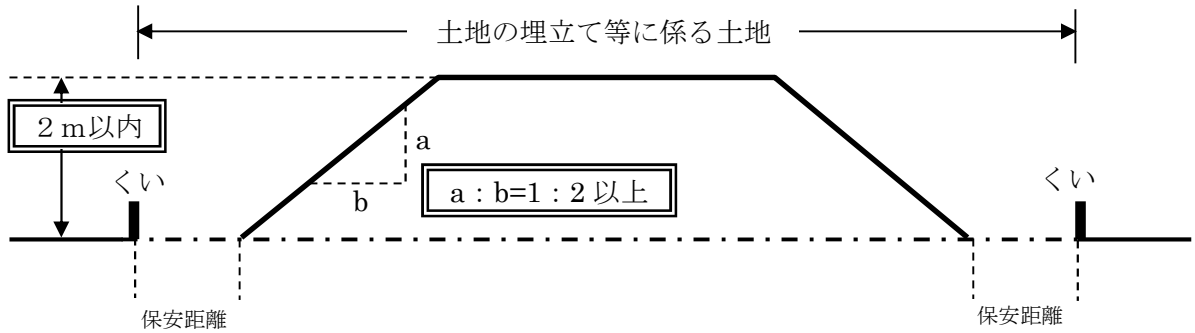
第2項 前項第1号イ（1）に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ（2）の規定の適用については、同号イ（1）に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

別表第一

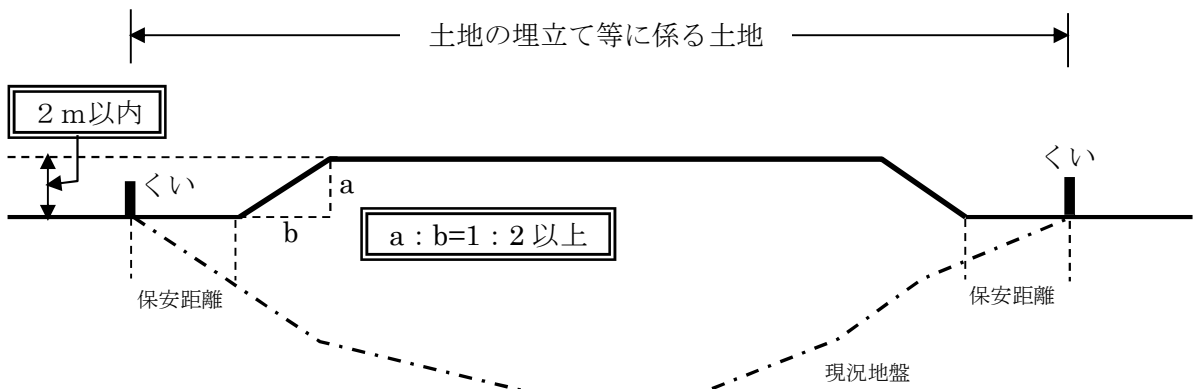
土質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	六十度	八十度
風化の著しい岩	四十度	五十度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	三十五度	四十五度

3 土地の埋立て等の標準断面図

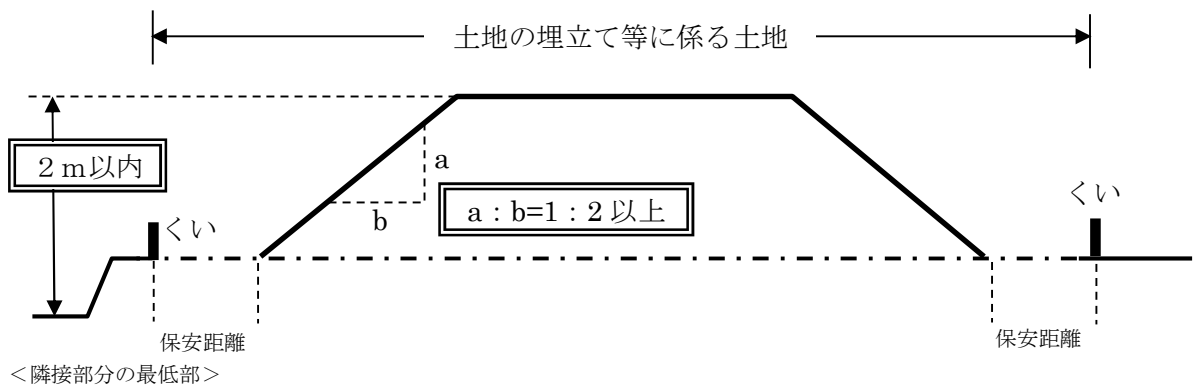
(1) 一般的な土地の埋立て等



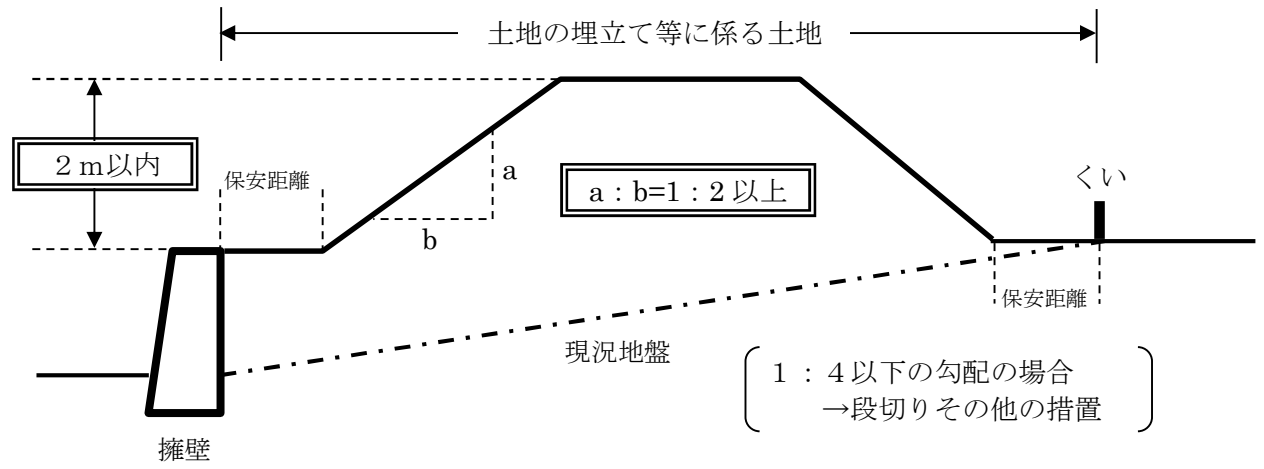
(2) 穴等の土地の埋立て等の場合



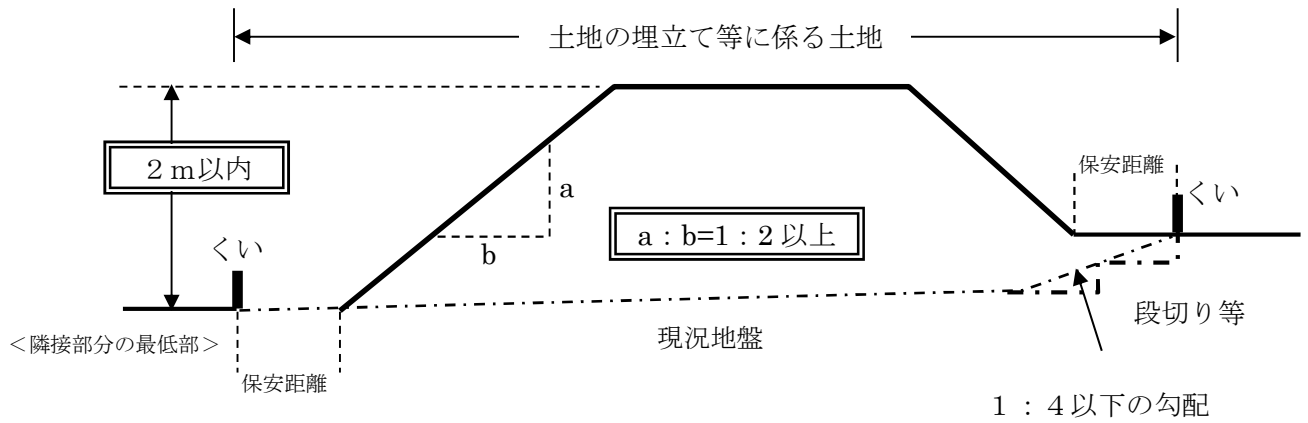
(3) 隣接する土地と高低差がある場合



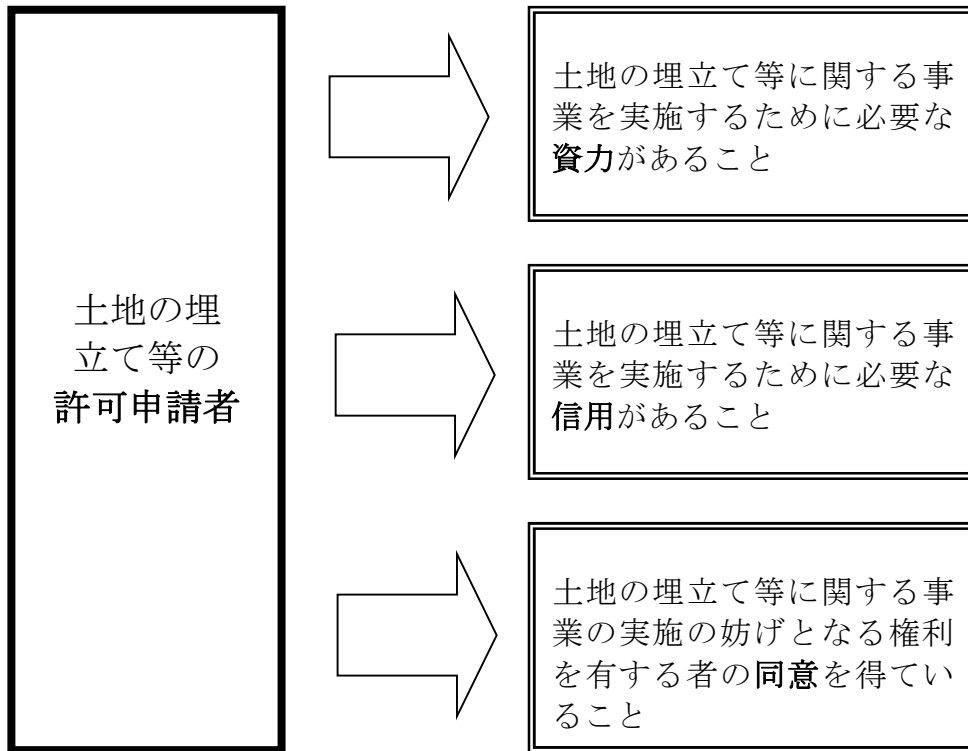
(4) 擁壁を用いる場合



(5) 勾配のある土地の場合



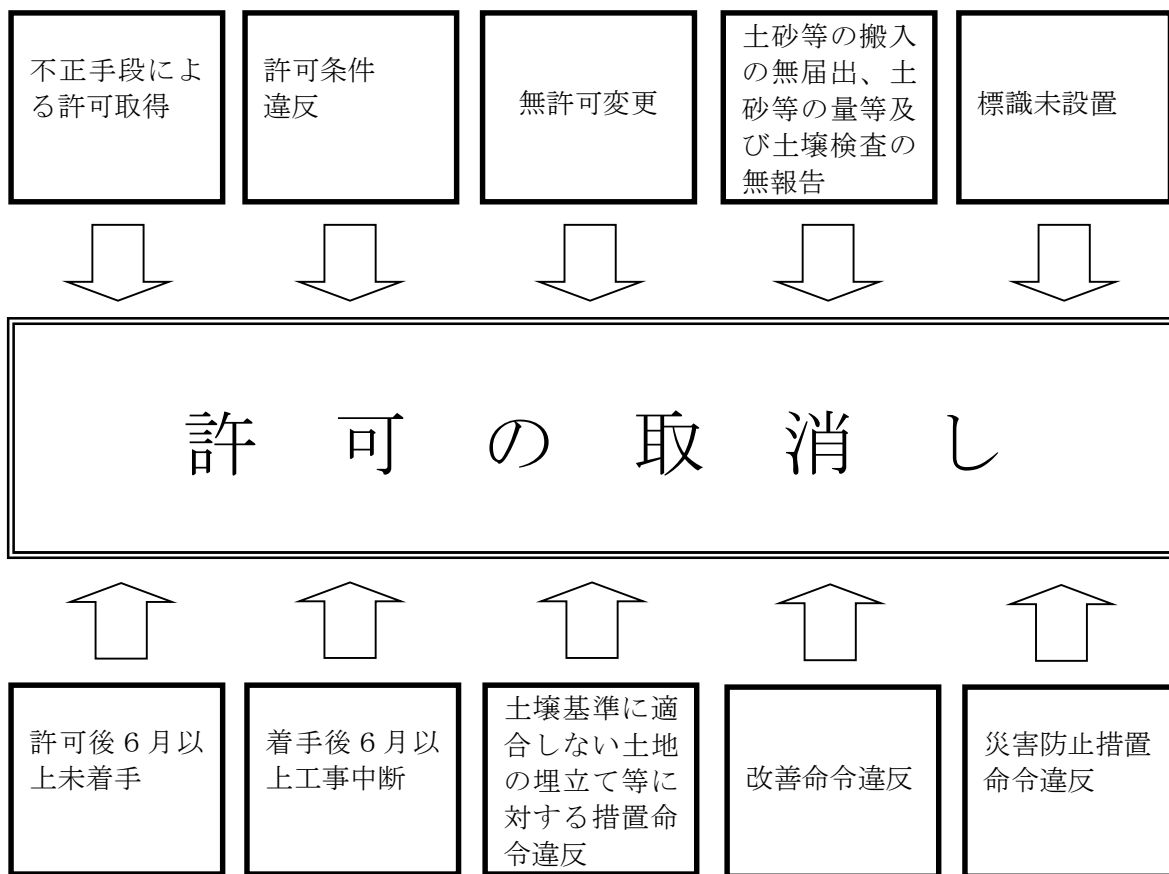
4 埋立て等の基準以外の許可の基準



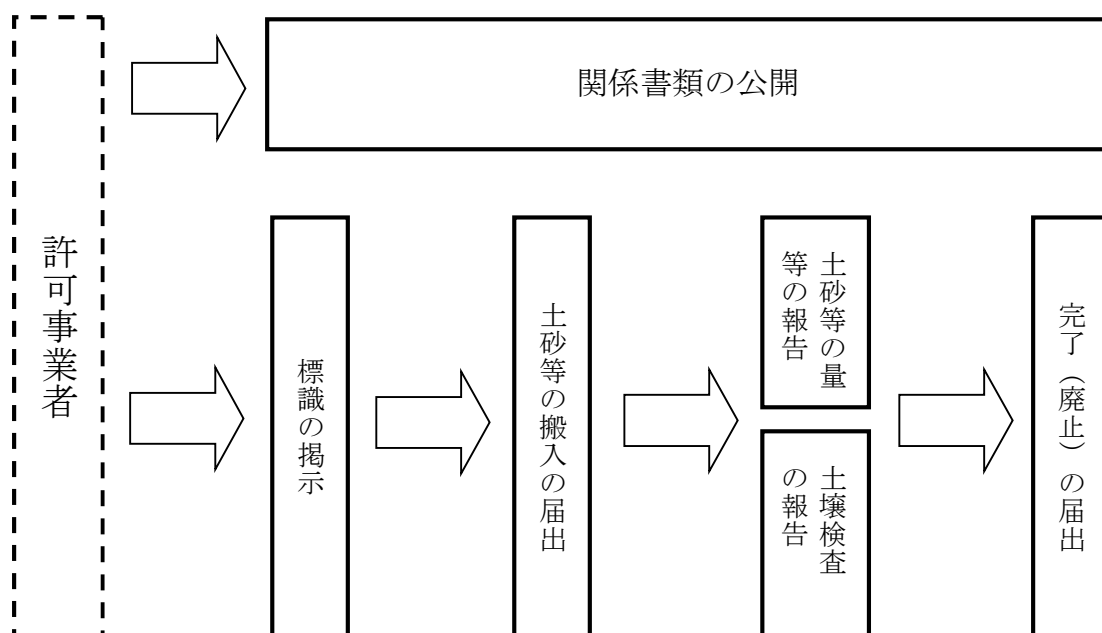
5 土地の埋立て等に係る変更の許可等

許可等の種類	許可等の必要な場合	届出等の時期
変更の許可の申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域の所在及び面積 ・ 事業の目的 ・ 事業の種別 ・ 搬入土の発生地又は搬出土の運搬先 ・ 搬入土又は搬出土の予定量 ・ 事業完了時における土地の形状及び事業完了後の土地利用計画 ・ 周囲の生活環境の保全のための方策 ・ 排水施設その他の土砂の流出及び崩壊を防止する施設の計画 ・ その他災害、事故等の防止のためにとる措置 ・ 事業期間 を変更する場合	変更をしようとするときは、許可を受けることが必要
変更の届出	氏名、名称、住所、法人の場合は代表者の氏名を変更する場合	遅滞なく
	事業期間を変更する場合で、その日数が許可を受けた日数の10分の1を超えない場合	あらかじめ
承継の届出	事業者及び土地所有者等に、相続又は合併があったとき	30日以内
土砂等の搬入の届出	事業区域に土砂等を搬入しようとするとき又は一の場所から発生する土砂等が500m ³ 以上の場合	あらかじめ
土砂等の量等の報告	事業開始から6月ごと	期間経過後2週間以内
	事業を廃止又は完了した場合	廃止又は完了の届出のとき
土壌検査の報告	事業開始から6月ごと	期間経過後40日以内
	事業の廃止又は完了の届出をした場合	市長が指定する期日
廃止の届出	事業を廃止したとき	10日以内
完了の届出	事業を完了したとき	10日以内

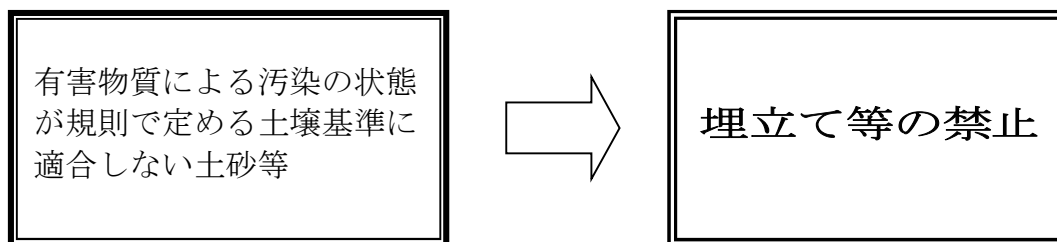
6 土地の埋立て等の許可の取消し



7 許可事業者の義務



8 汚染された土砂等の土地の埋立て等の禁止



9 土壌基準

有害物質の種類	溶出量基準	含有量基準
カドミウム及びその化合物	0.01mg/ℓ 以下	150mg/kg以下
六価クロム及びその化合物	0.05mg/ℓ 以下	250mg/kg以下
シアン化合物	検出されないこと	《遊離シアン）50mg/kg以下
水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ 以下	15mg/kg以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと	—
セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ 以下	150mg/kg以下
鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ 以下	150mg/kg以下
砒素及びその化合物	0.01mg/ℓ 以下	150mg/kg以下
ふっ素及びその化合物	0.8mg/ℓ 以下	4,000 mg/kg以下
ほう素及びその化合物	1mg/ℓ 以下	4,000 mg/kg以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ 以下	—
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下	—
1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ 以下	—
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下	—
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下	—
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下	—
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下	—
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/ℓ 以下	—
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下	—
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ 以下	—
ベンゼン	0.01mg/ℓ 以下	—
PCB	検出されないこと	—
シマジン	0.003mg/ℓ 以下	—
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ 以下	—
チウラム	0.006mg/ℓ 以下	—
有機りん化合物	検出されないこと	—

10 許可業者が行う埋立て等に係る土地の汚染調査 (有害物質9物質の土壤含有量調査方法)

—土壤汚染対策法に規定する土壤汚染状況調査—
(汚染土壤が存在するおそれが少ないと認められる土地)

(1) 調査対象地の区画の方法

調査対象地の最北端(複数ある場合は、そのうち最も東の地点)を起点として、東西南北方向に10m四方の方向の格子状に、調査対象地を区画すること。

ただし、

- ① 区画数が最も少なくなるように、起点を支点として右に回転させて得られる線により、調査対象地を区画することができる。
- ② 区画された調査対象地(単位区画)であって隣接するものの面積の合計が130㎡を超えないときは、これらの隣接する単位区画を一の単位区画とすることができる。(統合した単位区画の一辺の長さが20mを超えてはならない。)

(2) 各単位区画ごとに行う試料採取

900㎡単位で試料採取を行うこととし、30m四方の格子状の区画内にある9つの単位区画のうち5つの単位区画の各1地点で試料を採取し、これを混合して1つの試料として測定する(5地点混合法)こと。⇒東松山市では、500㎡単位で試料採取を行ってください。

(3) 試料の採取地点

試料採取等の対象とされた当該単位区画の中心において、試料の採取を行うこと。
⇒東松山市では、市長の指定する職員の指示に基づいて行ってください。

(4) 試料採取の方法

表層(地表から5cm)の土壤と、5～50cmまでの深さの土壤を採取し、2種類の深さの土壤の量が均等になるように混合すること。

(5) 測定の方法

平成15年3月6日環境省告示第19号(土壤含有量調査に係る測定方法を定める件)に定める方法により測定すること。

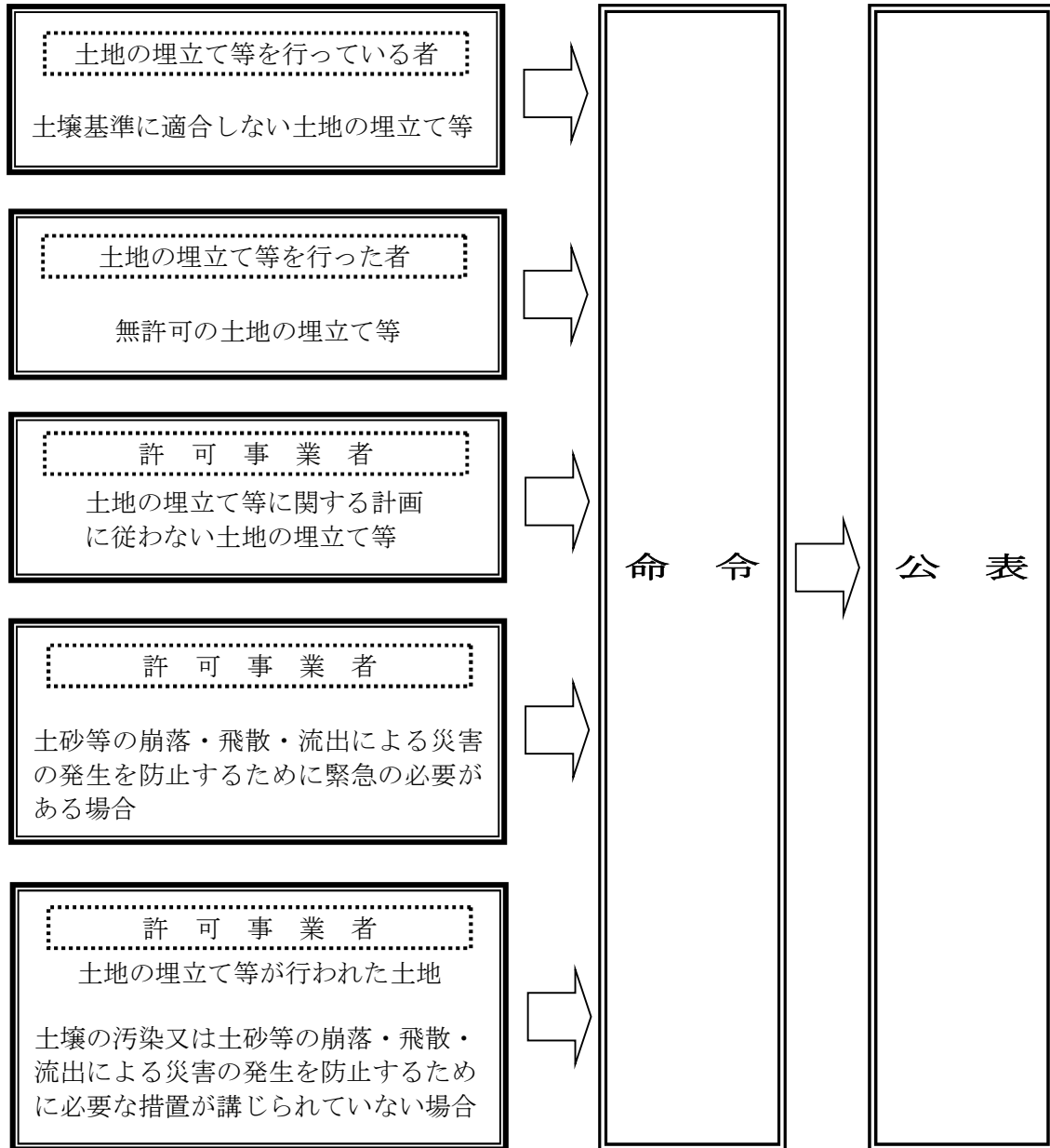
※ 試料採取の方法は、表層から50cmまでの土壤を均等に採取する方法でも差し支えないが、その場合には、その旨を明示すること。

◎土壤検査は、市長の指定する職員の立会の上行ってください。

なお、土地の埋立て等に使用された土砂等について土壤の汚染のおそれがないと市長が認めたときは、上記調査は必要ありません。

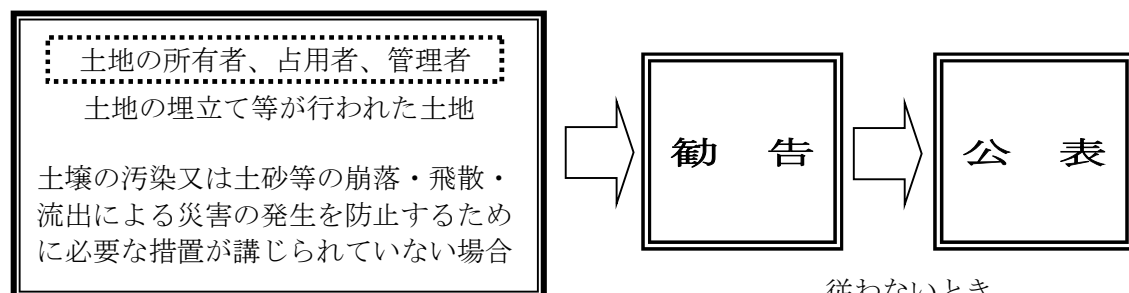
1 1 命令等

(1) 命令



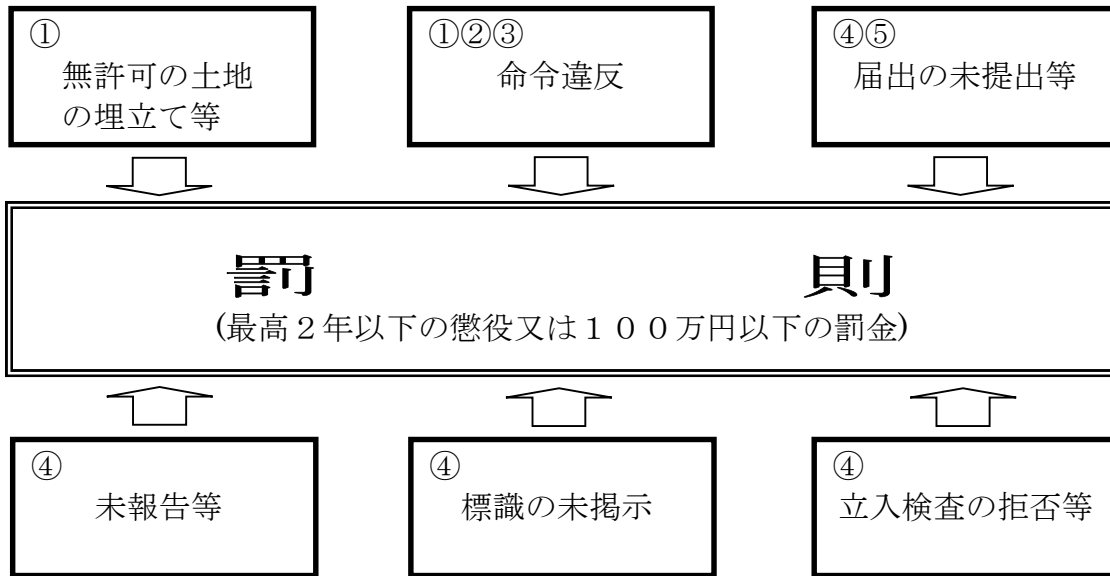
従わないとき

(2) 勧告



従わないとき

12 罰則



罰則の内容（上の○数字に対応する）

- | | |
|---|---------------------|
| ① | 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 |
| ② | 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 |
| ③ | 6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金 |
| ④ | 50万円以下の罰金 |
| ⑤ | 30万円以下の罰金 |

条例抜粋

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第6条第1項又は第9条第1項の規定に違反して土地の埋立て等を行った事業者
- (2) 第19条第2項の規定による命令に違反した者

第34条 第19条第1項若しくは第3項又は第21条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 第19条第4項又は第30条の規定による命令に違反した者は、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第14条、第15条又は第26条の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第16条の規定に違反して標識を設置しなかった者
- (4) 第27条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第37条 第10条、第12条第2項、第17条第2項又は第18条第1項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。

13 書類等の提出先等

(1) 書類の提出先

書類は、環境政策課（東松山市役所本庁舎 地下1階）に提出してください。

(2) 提出部数

許可申請（変更申請含む）については、それぞれ正1部副2部合計3部必要です。（1部は市の控えとし、2部は受付して許可書に添付し、事業者及び土地所有者等に1部ずつお渡しします。）

(3) その他注意事項

ア 申請にあたっては、必ず実印（押印する必要がある全ての書類について）を使用してください。ただし、承諾書は認印で結構です。

イ 代理人が申請を行う場合、必ず委任状を提出してください。（書式は任意）

ウ 事業区域に土を搬入する方法や経路等を明らかにしてください。

エ 必要に応じて、経路とする道路の管理者等と事前に協議・届出等を行ってください。

オ 山林・平地林等の伐採を伴う土地の埋立て等については、森林法による伐採の届出が必要となる場合があります。詳しくは農政課へお問い合わせください。

カ 土地の一部に埋立て等を行うときは、埋立て等する場所が分かるような図面（測量図等）を添付してください。

キ 土地の埋立て等に着手するときは、土砂等搬入届出書を提出の上、その期日・時間を環境政策課へ連絡してください。職員が立会いを行う場合があります。

ク 工事の施工期間中、事業区域の見やすい場所に必ず標識を設置してください。

ケ 必要に応じて、事業者に対し、報告又は資料の提出を求める場合がありますので、その際は指示に従ってください。

14 提出書類一覧

(1) 許可申請時に提出するもの それぞれ正1部副2部合計3部提出

	書類名称	備考
	事業許可申請書（様式第1号）	添付資料1～19を一緒に提出してください。
1	土地登記全部事項証明書 （土地登記簿謄本）	発行後3か月以内のものを添付してください。
2	公図の写し	土地の埋立て等を行う場所の公図の写しに、土地権利者、地目及び地積を記入したもの（隣接地も同様）を添付してください。
3	事業者及び土地所有者等の 印鑑登録証明書	土地の埋立て等を行う事業者及び土地所有者等（土地の所有者、占有者又は管理者）の印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの）を添付してください。
4	法人登記全部事項証明書	土地の埋立て等を行う事業者が法人の場合、法人の登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）を添付してください。
5	事業説明会報告書 （様式第2号）	説明会を実施した上で、添付してください。
6	承諾書（様式第3号）	隣接地権者（公有地の場合はその管理者）、地区代表者（自治会長）、水利組合長、その他事業の実施の妨げとなる権利を有する者から承諾をいただいた上で、添付してください。
7	位置図	縮尺15,000分の1程度のを添付してください。
8	土砂等の搬出入経路図	土砂等の搬出先から搬入先までの経路図
9	現況平面図及び縦横断面図	縮尺500分の1以上のものを添付してください。
10	計画平面図及び縦横断面図	縮尺500分の1以上のものを添付してください。
11	土量計算書	
12	計画排水平面図、縦横断面図、 及び構造図	縮尺500分の1以上のものを添付してください。
13	事業の工程表	
14	道路及び水路の占用許可書の 写し	道路、水路を占用する場合は、それぞれの管理者から許可をいただいた上で、許可書の写しを添付してください。
15	事業予定場所の現況写真	事業予定場所の現況写真（東西南北及び進入口から撮影したもの）及び搬出入経路の現況写真を添付してください。
16	埋蔵文化財の所在の有無に 関する証明書	東松山市埋蔵文化財センターで包蔵地の確認をしてください。
17	法令に基づく許可書又は届出 を受理した旨を証する書類の 写し	土地の埋立て等をする上で、関連する法令等ある場合、それに基づく許可書や届出受理書等の写しを添付してください。
18	誓約書（様式第4号）	条例及び規則を遵守し、道路、水路、水道施設等の公共施設を破損した場合、早急に復旧する旨の誓約書を提出してください。
19	土地の埋立て等に関する計画 を実施するために必要な資力 及び信用があることを証する 書面	事業者の ①法人（個人）住民税納税証明書 ②預金残高証明書 ③土地の埋立て等の実施経歴書（過去の実績がわかるもの） を添付してください。

(2) 許可申請に変更がある時 それぞれ正1部副2部合計3部提出

	書類名称	備考
1	事業変更許可申請書（様式第6号） 氏名等変更届出書（様式第8号） 事業期間変更届出書（様式第9号）	住所・氏名等の変更の場合は「氏名等変更届出書」、事業期間の軽微な変更の場合は「事業期間変更届出書」を提出してください。
2	事業者及び土地所有者等の印鑑登録証明書	発行後3か月以内のものを添付してください。
3	変更に係る書類	事業変更許可申請書を提出した場合は、変更に係る書類を添付してください。

(3) 事業者及び土地所有者等に、相続又は合併があった時 それぞれ1部提出

	書類名称	備考
1	地位承継届出書（様式第9号）	
2	承継者の印鑑登録証明書	発行後3か月以内のものを添付してください。

(4) 許可後、工事着手前に提出するもの それぞれ1部提出

	書類名称	備考
1	土砂等搬入届出書（様式第11号）	
2	土砂等発生元証明書（様式第12号）	<u>埼玉県土砂等の排出、たい積等の規制に関する法律第6条の規定による届出書の写し</u> を添付しても結構です。
3	土砂等発生元位置図及び現況写真	
4	土砂等の発生を伴う工事等に係る請負契約書等の写し	

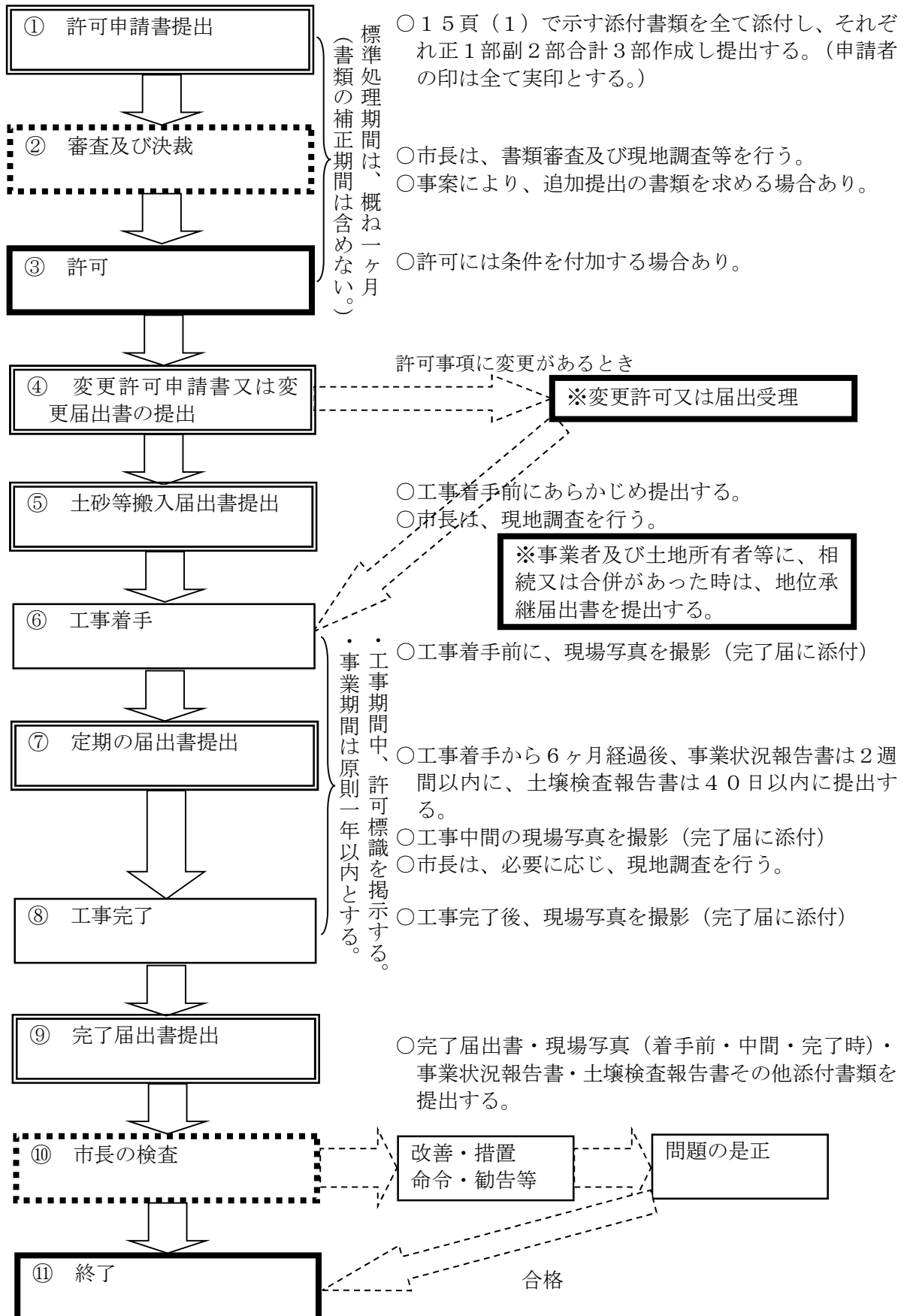
(5) 工事施行中定期的に報告するもの それぞれ1部提出

	書類名称	備考
1	事業状況報告書（様式第13号）	
2	土壌検査報告書（様式第14号）	
3	位置図及び現場写真	土壌検査報告書の提出の際、添付してください。
4	土壌分析結果証明書	〃

(6) 工事完了又は廃止後提出するもの それぞれ1部提出

	書類名称	備考
1	事業状況報告書（様式第13号）	
2	土壌検査報告書（様式第14号）	
3	事業廃止届出書（様式第16号）	事業を廃止した場合提出してください。
4	事業完了届出書（様式第18号）	事業を完了した場合提出してください。
5	事業者及び土地所有者等の印鑑登録証明書	事業廃止届出書又は事業完了届出書の提出の際、発行後3ヶ月以内のものを添付してください。
6	完成後の写真	事業完了届出書の提出の際、添付してください。

15 土地の埋立て等の許可の流れ



付 録

- 事業許可申請書（様式第1号）
- 事業説明会報告書（様式第2号）
- 承諾書（様式第3号）
- 誓約書（様式第4号）
- 事業変更許可申請書（様式第6号）
- 氏名等変更届出書（様式第8号）
- 事業期間変更届出書（様式第9号）
- 地位承継届出書（様式第10号）
- 土砂等搬入届出書（様式第11号）
- 土砂等発生元証明書（様式第12号）
- 事業状況報告書（様式第13号）
- 土壤検査報告書（様式第14号）
- 事業廃止届出書（様式第16号）
- 事業完了届出書（様式第18号）

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

事業許可申請書

東松山市長

宛て

事業者 住所
氏名 実印
電話番号

土地所有者等 住所
氏名 実印
電話番号

(法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

東松山市土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例第6条第1項の規定により下記事業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

記

事業区域の所在及び面積	東松山市	番地外	筆	m2
事業の目的				
事業の種別	1 埋立て	2 盛土	3 たい積	
搬入土の発生地及び搬出土の運搬先				
搬入土及び搬出土の予定量	搬出予定量	m3	1日当たり	m3× 台
	搬入予定量	m3	1日当たり	m3× 台
事業完了時における土地の形状及び跡地の利用計画				
排水施設その他土砂の流出又は崩壊を防止する施設の計画				
災害、事故の防止等のためにとる措置				
事業期間	年	月	日～	年 月 日

添付書類

- 1 土地登記簿謄本
- 2 公図の写し(土地権利者、地目及び地積を記入。隣接地も同様)
- 3 事業者及び土地所有者等の印鑑登録証明書(事業者及び土地所有者等が法人の場合は、当該法人に係る印鑑登録証明書)
- 4 法人登記簿謄本(事業者及び土地所有者等が法人の場合)
- 5 事業説明会報告書(様式第2号)
- 6 承諾書(様式第3号)
- 7 位置図
- 8 土砂等の搬出入経路図
- 9 現況平面図及び縦横断面図(500分の1以上)
- 10 計画平面図及び縦横断面図(500分の1以上)
- 11 土量計算書(事業に使用する土砂等に関するもの)
- 12 計画排水平面図、縦横断面図及び構造図(500分の1以上)
- 13 事業の工程表
- 14 道路及び水路の占用許可書の写し
- 15 事業予定場所の現況写真(東西南北及び進入口から撮影したもの)及び搬出入経路の現況写真
- 16 埋蔵文化財の所在の有無に関する証明書
- 17 法令に基づく許可書又は届出を受理した旨を証する書類の写し
- 18 条例、規則を遵守し、道路、水路、水道施設等の公共施設を破損した場合、早急に復旧するとの誓約書(様式第4号)
- 19 事業者が当該事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面

年 月 日

事業説明会報告書

東松山市長

宛て

事業者 住所
氏名
電話番号

(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

東松山市土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例第5条第2項の規定により、土地の埋立て等の内容について公開したので、その結果を下記のとおり報告します。

記

事業の種別	1 埋立て 2 盛土 3 たい積
説明会の実施方法	
事業区域の周辺関係者の範囲※及び説明を受けた者	
周辺関係者の意見及び事業者等の見解等	

※事業区域の周辺関係者の範囲	
隣接地の所有者	事業区域から10m以内
周辺住民	事業区域の属する自治会の会長及び当該事業区域から概ね50m以内に居住する住民
水利権者等	事業区域の放流点から100m以内水利権者及び水利組合
土砂の搬入道路隣接に居住する住民	土砂運搬車両が集積するような運行ルート、利用道路、埋立て期間、1日あたりの運行台数等により、市長が決定する。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

承諾書

事業者 様

（法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

住所

氏名 (※)

(※) 署名又は記名押印（氏名が自署の場合は押印不要）

電話番号

私（当社）は、あなたより事業計画の説明を受け、下記土地の{ 地権者 公有地の管理者 地区代表者（自治会長） 水利組合長 その他（ ） }としてあなたが東松山市土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例第2条第3号の事業を行うことを承諾します。

記

所在	東松山市			番地
地目		面積		m2

○承諾の条件

○事業計画の概要（承諾を受ける前に事業者が必ず記入すること。）

事業計画地の所在	東松山市				番地	外	筆
地目及び面積	地目		面積		m2		
事業種別	1 埋立て 2 盛土 3 たい積						
事業計画期間	年 月 日～			年 月 日			
跡地利用計画							
事業者	住所 氏名						

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

誓約書

東松山市長

宛て

事業者 住所
氏名 実印
電話番号

土地所有者等 住所
氏名 実印
電話番号

(法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

東松山市土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例第6条第1項の規定による許可を申請する事業において、事業施行中及び事業完了後も当方の事業が起因と認められる発生被害(道路、水路、水道施設等公共の施設の破損を含む。)については、その補償の請求に応じ自らの責任において苦情及び紛争を解決することを連帯して誓約します。

また、貴市の条例及び規則を厳守して事業を施行いたしますが、違反した場合は、市長の指示に服することを連帯して誓約します。

※事業者及び土地所有者等の印鑑登録証明書を添付すること。

年 月 日

事業変更許可申請書

東松山市長

宛て

事業者 住所
氏名 実印
電話番号

土地所有者等 住所
氏名 実印
電話番号

(法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け(東松指令第 号)で許可を受けた事業について、下記のとおり変更したいので関係書類及び図面を添えて、東松山市土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例第9条第1項の規定により申請します。

記

変更理由		
変更事項	変更前	変更後
添付書類名	(1) (2) (3)	

※事業者及び土地所有者等の印鑑登録証明書を添付すること。

様式第8号(第12条関係)

年 月 日

氏名等変更届出書

東松山市長

宛て

事業者 住所
氏名 実印
電話番号

土地所有者等 住所
氏名 実印
電話番号

(法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

東松山市土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例第10条の規定により、事業者等氏名等の変更を下記のとおり届け出します。

記

事業の許可	年 月 日 東松指令第 号	
変更事項	変更前	変更後
変更理由		
変更年月日	年 月 日	

※事業者及び土地所有者等の印鑑登録証明書を添付すること。

年 月 日

事業期間変更届出書

東松山市長

宛て

事業者 住所
氏名 実印
電話番号

土地所有者等 住所
氏名 実印
電話番号

(法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

東松山市土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例施行規則第12条の規定により、事業期間変更の届出を下記のとおりします。

記

事業の許可	年 月 日 東松指令第 号					
変更理由						
変更事項	変更前			変更後		
	年	月	日から	年	月	日から
	年	月	日まで	年	月	日まで
備考						

※事業者及び土地所有者等の印鑑登録証明書を添付すること。

年 月 日

地位承継届出書

東松山市長

宛て

承継者 住所
氏名
電話番号

実印

〔 事業者
土地所有者等 〕

(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり事業主の地位を承継しましたので、東松山市土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例第12条第2項の規定により届出をします。

記

被承継者	住所 氏名
承継の原因	相続・合併
承継年月日	年 月 日
被承継者の事業認可年月日及び許可番号	年 月 日(指令番号)

※承継者の印鑑登録証明書を添付すること。

様式第11号(第14条関係)

年 月 日

土砂等搬入届出書

東松山市長

宛て

許可事業者 住所
氏名
電話番号

(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付東松指令第 号許可を受けた事業について、土砂等を搬入したいので、東松山市土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例第13条の規定により届出をします。

土砂等の採取場所	
土砂等の採取場所の工事名等	
発注者名等	
工事請負業者等	
土砂等の搬入予定量	m3(うち今回搬入量 m3)
土砂等の搬入期間	年 月 日～ 年 月 日
今回の証明に係る土砂の区分	
土砂運搬契約者名	住所 氏名

様式第12号(第14条関係)

年 月 日

土砂等発生元証明書

東松山市長 宛て

発生元事業者 住所
 事業者名
 代表者又は現場責任者
 電話番号

下記の工事現場から発生する土砂等については、記載内容のとおり相違ありません。
 なお、それらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物ではありません。

記

工事名	
工事施行場所	
工事の概要	
発注者名	
監督員	
連絡先	
工事施行時期	年 月 日～ 年 月 日
当該工事にかかる土砂発生量	m3(うち処分契約量 m3)
今回の証明に係る土砂の量	m3(500m3以上の場合に限る)
今回の証明に係る土砂の区分※	
土砂運搬契約者名	住所 氏名
土砂最終処分事業者名	住所 氏名

※土砂等の土質の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表1に規定する区分を記入すること

年 月 日

事業状況報告書

東松山市長 宛て

事業者 住所
氏名
電話番号

(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

東松山市土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例第14条の規定により、下記のとおり事業の状況を報告します。

記

事業の許可	年 月 日 東松指令第 号				
事業区域の面積	m2 (うち実施済面積 m2)				
搬入する土砂の量	m3 (うち実施済量 m3)				
今回の報告に係る期間	年 月 日～ 年 月 日				
採取場所・工事名等	搬入予定量 m3	前回累計量 m3	今回報告量 m3	累計量 m3	備考
合計					

年 月 日

土壤検査報告書

東松山市長

宛て

事業者 住所
氏名
電話番号

(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

東松山市土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例第15条の規定により、土壤検査の結果を下記のとおり報告します。

記

事業の許可	年 月 日 東松指令第 号
土砂等の採取場所	別添位置図及び現場写真のとおり
土壤分析結果証明書	別紙のとおり

年 月 日

事業廃止届出書

東松山市長

宛て

事業者 住所
氏名 実印
電話番号

土地所有者等 住所
氏名 実印
電話番号

(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

事業を廃止したので、東松山市土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例第17条第2項の規定により、下記のとおり届け出します。

記

事業の許可	年 月 日 東松指令第 号		
事業の期間	計画期間	年 月 日～	年 月 日
廃止した場合	廃止の期日	年 月 日	
	事業区域の構造	別添図面のとおり	

※事業者及び土地所有者等の印鑑登録証明書を添付すること。

様式第18号(第21条関係)

年 月 日

事業完了届出書

東松山市長

宛て

事業者 住所
氏名 実印
電話番号

土地所有者等 住所
氏名 実印
電話番号

(法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

事業を完了したので、東松山市土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例第18条第1項の規定により、下記のとおり届け出します。

記

事業の許可	年 月 日 東松指令第 号
事業の区域	東松山市 番地外 筆
事業の期間	計画期間 年 月 日～ 年 月 日 完了期日 年 月 日
完了した事業区域の構造	別添工事記録、工事写真のとおり

※事業者及び土地所有者等の印鑑登録証明書を添付すること。

